



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社アプラスフィナンシャル
代 表 者 名 代表取締役社長 渡部 晃
コ ー ド 番 号 8 5 8 9 東 証 第 一 部
東 京 本 部 東 京 都 千 代 田 区 外 神 田
三 丁 目 1 2 番 8 号

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 11 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更について、本年 6 月 27 日開催予定の第 63 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成 29 年 7 月 14 日にその発行済株式数のすべてを消却した G 種優先株式については、関係条文を削除するほか所要の変更を行い、H 種優先株式については、現在の発行済株式数に合わせて発行可能種類株式総数を減ずるものであります。また、発行可能種類株式総数の変更に合わせて、発行可能株式総数の変更を行うものであります。

(現行定款第 12 条の 3 削除、変更定款案第 6 条、第 7 条及び第 12 条の 2 乃至第 12 条の 4)

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程 (予定)

定時株主総会	平成 30 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成 30 年 6 月 27 日

以 上

本件に関する報道機関からのお問い合わせ先 総合管理部 (企業戦略) TEL 03-6630-3933 金崎
本件に関する株主様からのお問い合わせ先 総合管理部 (総務) TEL 03-6330-3902

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 3,965,250,000株とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 3,955,250,000株とする。
第7条 (発行可能種類株式総数) 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 1. 普通株式については 3,914,000,000株 2. B種優先株式については 2,500,000株 3. D種優先株式については 8,500,000株 4. <u>G種優先株式</u> については 8,000,000株 5. H種優先株式については 32,250,000株	第7条 (発行可能種類株式総数) 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 1. 普通株式については 3,914,000,000株 2. B種優先株式については 2,500,000株 3. D種優先株式については 8,500,000株 (削除) 4. H種優先株式については 30,250,000株
第 2 章 の 2 優 先 株 式	第 2 章 の 2 優 先 株 式
第12条の2(D種優先株式) (省略) (D種優先配当金) 1. 当社は、第38条第1項に定める期末配当を行う場合、 毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されて いるD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株 主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下 「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主 若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB 種優先登録株式質権者、又は当社の発行するその他 のいかなる種類の株式(ただし、 <u>G種優先株式及びH種 優先株式</u> を除く。以下上記普通株式及び各種類株式を 総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。)に先 立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「D種優先配 当金」という。)を行う。 ② ~④ (省略) 2.~12. (省略)	第12条の2(D種優先株式) (現行のとおり) (D種優先配当金) 1. 当社は、第38条第1項に定める期末配当を行う場合、毎 事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されて いるD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」と いう。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種 優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主若しくは 普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登 録株式質権者、又は当社の発行するその他のいかなる 種類の株式(ただし、 <u>H種優先株式</u> を除く。以下上記普通 株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「D種優 先株式に劣後する株式」という。)の株主若しくは登録株式 質権者に先立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「D 種優先配当金」という。)を行う。 ② ~④ (現行のとおり) 2.~12. (現行のとおり)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第12条の3(G種優先株式)	(削除)
<p>第12条の4(H種優先株式)</p> <p>(省略)</p> <p>(H種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第38条第1項に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式を有する株主(以下「H種優先株主」という。)又はH種優先株式の登録株式質権者(以下「H種優先登録株式質権者」という。)に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「H種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (省略)</p> <p>2.～13. (省略)</p>	<p>第12条の3(H種優先株式)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(H種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第38条第1項に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式を有する株主(以下「H種優先株主」という。)又はH種優先株式の登録株式質権者(以下「H種優先登録株式質権者」という。)に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式を除く。以下、上記普通株式及びD種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「H種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>2.～13. (現行のとおり)</p>
<p>第12条の5(優先順位)</p> <p>D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。</p>	<p>第12条の4(優先順位)</p> <p>D種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。D種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。</p>